様式第3号　　賃借権又は使用貸借による権利の設定関係【群馬県農業公社→借り手（耕作者）】　　捨印　㊞　（借り手）

押印

借り手用

1．各筆明細

借り手 権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称	太田　一郎　（借り手）	住所	〒○○○-○○○○ 太田市○○町1234番地	電話番号（携帯）	090-XXXX-XXXX	同意欄 ※自署又は押印	自署または押印
貸し手 権利を設定する者(B)	氏名又は名称	公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良	住所	〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2	電話番号	027-251-1220	同意欄 ※自署又は押印	

権利対象の土地（C）					（B）に設定する権利の内容（D）	（B）から転貸される権利の内容（E）	（D）及び（E）の共通事項（F）					借賃の支払方法（G）	備考
所在			現況地目	面積（㎡）	中間管理権を設定する者	転貸を受ける者	始期	存続期間（終期）	権利の種類	利用内容	借賃		
大字	字	地番											
○○町		○○番地	田 畑	2,000	金山　一郎 （貸し手）	太田　一郎 （借り手）	R○．5.20 R　.10.20	R○．5.19 R　.10.19	賃借権 使用貸借権	水田 普通畑・飼料畑 樹園地・農業用施設用地	6000円 ・賃料なし 物納(米)　kg 物納(現金)　円	口座振込 12月 賃料なし・物納	

該当するものに○

登記簿面積

【始期・終期】
期間は5年以上

5月か10月
どちらかに○
（提出時期による）

【権利の種類】
該当するものに○
・賃借料(口座振替・物納)がある場合は賃借権
・賃借料がない場合は使用貸借権

※物納(米や現金)の場合は「物納申出書」を提出願います

【利用内容】
該当するものに○

【借賃】
該当するものに○
・振込の場合は金額を記入
・賃料なしの場合は賃料なし
・物納(米)の場合は○○kg
・物納(現金)の場合は○○円

【支払方法】
該当するものに○
・振込の場合は
口座振込 12月と記入
・賃料なしの場合は 賃料なし
・物納(米・現金)の場合は物納

2．借り手（耕作者）の営農状況について
・借り手について必ずご記入ください。
・農地所有適格法人の場合は(J)(K)(L)の記入が必要です。
・農地所有適格法人以外の法人は別紙に記入が必要です。

150日以上必要

2．借り手（耕作者）の営農状況

氏名又は名称	(A)と同様	(A)の農作業に従事する者の配置の状況及び耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(K)				主たる経営作目(L)	世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(M)				主な家畜の飼育状況(N)		農業従事日数	250	日
今回利用権設定面積(J)		市町村	耕作者氏名	住所地等	耕作面積(㎡)		世帯員	農業従事者		雇用労働力年間延日数			主な農機具の保有状況(O)		
		太田市	(A)と同様	(A)と同様	農地 1,500㎡ 採草放牧地 ㎡	米麦 露地野菜	4 人	農業専従者 ※年間150日以上農業に従事	2 人	560 日	種類	数量	種類	数量	
田	2,000㎡		(A)と同様	(A)と同様	農地 ㎡ 採草放牧地 ㎡			農業補助者 ※年間60日以上149日以下農業に従事	1 人		和牛	頭	トラクター	2	台
畑											乳牛	頭	コンバイン	1	台
その他											豚	頭	田植え機		台
計	2,000㎡				計 1,500㎡						その他 （　　）		軽トラック		台

（記載注意等）
（1）この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別紙とする。
（2）（C）欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる 図面を添付するものとする。
（3）（F）欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載し、「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的（例：水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地）を記載する。
「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。物納の場合には、（F）欄の「権利の種類」に「賃借権」、「借賃」に「米○○kg」又は「現金○○円」と記載する。
（4）（G）欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限（12月）と支払方法（口座）を記載する。物納の場合は、（G）欄の「借賃の支払方法」に物納と記載する。
（5）（H）欄の「（C）の地域計画区域内外の状況」は、目標地図において、（C）に（A）が位置づけられている場合は、（内）、（C）に事後的に（A）を位置付ける見込みの場合は（内・予）、（C）が地域計画区域外のは場合（外）と記載する。
（6）（I）欄の「（E）の権利設定状況（再設定）」は、中間管理事業により期間が空かず継続して権利設定する場合又は、中間管理事業により、期間が空いて再度権利設定する場合は（再）と記載する。その他の場合は（－）を記載する。
（7）2．借り手（耕作者）の営農状況の記載を省略する場合は該当する省略理由に☑チェックを入れる。（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）第12条3項）

（機構関連基盤整備事業についての説明）
機構が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

（物納についての説明）
（1）物納は主食用米または現金による直接支払いとする。
（2）物納の引き渡しについては、権利を設定する者（公益財団法人群馬県農業公社）を介せず転貸を受ける者（農地耕作者）自らの責任により、毎年12月12日までに直接、中間管理権を設定する者（土地所有者）に対して行う。
（3）物納による紛争が生じた場合は、当事者となる中間管理権を設定する者（土地所有者）と転貸を受ける者（農地耕作者）が責任をもって協議し解決する。
（4）転貸を受ける者（農地耕作者）とやむを得ず権利を解除する場合は、中間管理権を設定する者（土地所有者）との権利も解除する。